

大阪府中央卸売市場内事業者の利用料金の減免について（概要）

大阪府中央卸売市場は、府民の食生活に欠くことができない生鮮食料品を安定的に供給するという重要な機能を担っています。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、昨年4月に緊急事態措置が出されて以来、複数回に渡り緊急事態措置が出され、飲食店に対する休業要請等の影響により、市場内事業者は、厳しい経営状況に直面している状況です。

このような状況の中、大阪府中央卸売市場の機能を維持するため、市場内事業者に対し、市場施設の利用料金の減免を行います。

1 実施内容

緊急事態措置の影響により、令和3年4月から6月のいずれかの月の月間売上が令和元年(2019年)の同月比で10%以上減少している事業者の利用料金について、売上の減少率に応じて減免します。

2 対象者

卸売業者、仲卸業者、関連事業者

ただし、令和2年4月以降に新たに事業者になった者を除きます。

3 対象となる利用料金

- ・卸売場、仲卸売場の面積割利用料金
- ・事務所、関連商品売場の利用料金

※別紙一覧表のとおり

4 減免期間

6か月

5 減免率

売上の減少率に応じて10%刻みで実施

売上減少率	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
減免率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%

6 申請受付期間

令和3年8月26日から令和3年9月30日まで

申請受付	減免対象月
令和3年8月26日から令和3年9月4日まで	令和3年9月分から令和4年2月分まで
令和3年9月6日から令和3年9月30日まで	令和3年10月分から令和4年3月分まで

7 申請受付窓口

大阪府中央卸売市場管理センター株式会社

減免対象となる利用料金一覧表

施 設 名		1ヶ月あたりの金額
卸	売 場	1㎡につき 361円
仲	卸 売 場	1㎡につき 2,537円
事務所	卸 売 棟 事 務 所	1㎡につき 2,537円
	管 理 棟 事 務 所	1㎡につき 2,981円
	金 融 棟 事 務 所	1㎡につき 2,981円
関 連 商 品 売 場	青果棟及び水産棟 関連商品売場	1㎡につき 2,981円
	管理棟 関連商品売場	1㎡につき 5,252円
	金融棟 関連商品売場	1㎡につき 5,778円